

役員報酬細則

第1条（目的）

この細則は、仮認定特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会（以下「バムサ」と略す）定款第19条（報酬）に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条（報酬）

役員には、総会の承認を得た範囲内で報酬を支払うことができる。

2. 報酬の額は月額とし、金額詳細は理事長が別にこれを定める。
3. 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
4. 役員が退任（死亡した場合を含む）した場合は、その月分の報酬を支給することができる。

第3条（報酬の支払日）

役員報酬の支払日は、原則、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第4条（報酬の支払い）

役員報酬は、指定した金融機関の本人名義の口座へ振り込むことによって支払うものとする。

但し、法令又は規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第5条（費用弁償）

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、常任理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

この細則は、2015年10月1日から施行する。

職員給与細則

第1条（目的）

この細則は、仮認定特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会（以下「バムサ」と略す）就業規則第24条（賃金及び通勤手当）の規定により、職員の給与（賃金）及び通勤手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この細則は、職員（嘱託含む）として採用されたものに対して適用する。

第3条（給与の定義）

この細則で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

第4条（均等待遇）

職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取り扱いをしない。

第5条（男女均等待遇）

職員の男女の性別を理由として差別的取り扱いをしない。

第6条（給与の決定）

給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを決定する。

第7条（給与の種類）

職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 手当
- (2) 活動費

第8条（給与計算期間および締日）

給与計算期間は毎月の21日から翌月20日までとし、20日を締日とする。

第9条（給与の支払日）

給与は毎月25日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその前々日、土曜日・祝日など金融機関が休日のときはその前日に支払う。

第10条（非常時支払い）

前条の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合。
- (2) 前各号のほか、やむをえない事情があると理事長が認めた場合。

第11条（給与の支払い方法）

給与は、原則、職員が指定した金融機関の本人名義の口座へ振り込むことによって支払う。

第12条（給与の形態・本俸月額）

職員の給与は月給制とする。

2. 職員の本俸月額は、本細則『別表』で定める額とする。

第13条（給与からの控除）

給与からの控除金は次のとおりとし、毎月給与支払いの際にこれを控除するものとする。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険の各保険料

第14条（時間外・休日出勤手当）

就業規則第19条の時間外及び休日出勤を命じた職員には、本細則『別表』による手当（割増賃金）を支給する。

第15条（有給休暇の取り扱い）

所定労働日数および労働時間により、労働基準法の規定とおりにする。

2. 就業規則第22条（夏季特別休暇）、第23条（慶弔及びその他特別休暇：女子職員の生理休暇及び出産前後の休暇等）の有給休暇を認める。

第16条（通勤手当および活動経費）

職員の通勤手当（交通費）は、職員の通勤に要する運賃等の実費に相当する額を支給する。

2. バムサ活動に関わる所用経費については本細則『別表』の定めにより支払う。

第17条（昇降給）

業績および勤務成績を勘案し昇給させることができる。

2. 業績、勤務成績および社会経済情勢により降給させることができる。

附則

この細則は、2015年10月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 バイオイメージング研究会	事業年度	H30年4月1日～ H31年3月31日
-----	---------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

□ 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	2,115,000 円
賛助会員受取会費	5,150,000 円
特別会員受取会費	3,500,000 円
准会員受取会費	183,000 円
講師派遣（社内バイオイメージング講習会他）	6,977,281 円
国際協力（カーネギー研究所ほか）	42,221,508 円
受託業務収益（感染症対策施設支援他）	7,133,645 円
受託試験・検査収益（殺菌効果試験他）	13,880,909 円
講習会・研修会収益（バイオイメージング技術講習）	9,833,770 円
受取利息	7,360 円
雑収益	174,691 円
受取寄附金	883,000 円
合 計	92,060,164 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
借入無し	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

特に無し

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
ハイセ-771講習会受講料 基礎コース	32,000円～ 52,000円	実施要項参照
主任コース	40,000円～ 70,000円	実施要項参照
認定更新	7,000円	研修会参加費
認定更新	5,000円	認定更新料
受託試験 受託料	-円	詳細別紙
バムサ ジャーナル広告料	-円	別紙年間掲載料参照
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		35,191,041 円	ベトナムコンサル業務
		7,224,059 円	細菌受託試験
		2,962,280 円	コンサル受託業務
		2,846,448 円	ガーナ野口研コンサル業務
		2,554,610 円	ガーナ野口研コンサル業務

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		10,000,000 円	ベトナムコンサル業務
		5,000,000 円	ベトナムコンサル業務
		6,405,448 円	ラボ施設費・設備点検業務
		3,667,680 円	事務所家賃
		2,733,820 円	実験材料費・講習会会場費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
		該当なし		円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
		該当なし		円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			30.4.1-31.3.31	1,520,690 円	ラボ賃借料
			30.4.1-31.3.31	1,090,800 円	中小企業基盤
			30.4.1-31.3.31	189,000 円	B S 講習会講師
			30.4.1-31.3.31	2,100,000 円	ガ-ナ野口研
			30.4.1-31.3.31	1,197,720 円	税理士
			30.4.1-31.3.31	620,000 円	コンサル業務
			30.4.1-31.3.31	510,000 円	コンサル業務
			30.4.1-31.3.31	130,000 円	試験業務他
			30.4.1-31.3.31	140,000 円	講師料
			30.4.1-31.3.31	180,000 円	コンサル業務
			30.4.1-31.3.31	50,000 円	講習会
			30.4.1-31.3.31	53,000 円	講習会受付他
			30.4.1-31.3.31	434,410 円	講習会受付他
			30.4.1-31.3.31	1,360,000 円	実験委託
			30.4.1-30.7.31	100,000 円	講習会受付他
			30.4.1-30.7.31	51,710 円	講師料
			30.4. 1	10,000 円	講師料
			30.6. 30	25,000 円	講師料
			30.4.1-30.7.31	50,000 円	講師料
			30.4.1-30.7.31	50,000 円	講師料

30.4.1-30.7.31	25,000 円	講師料
30.4.1-30.7.31	300,000 円	コンサル料
30.4.1-30.7.31	25,000 円	講師料
30.4.1-30.7.31	620,000 円	コンサル料
30.4.1-30.7.31	75,000 円	講師料
30.4.1-30.7.31	114, 000 円	講師料・原稿料
30.4.1-30.7.31	12,000 円	原稿料
30.4.1-30.7.31	100,000 円	研究業務・講師料
30.4.1-30.7.31	155,000 円	講習会受付他
30.4.1-30.7.31	28,000 円	講師料・原稿料
30.4.1-30.7.31	50,000 円	講師料
30.4.1-30.7.31	100,000 円	講師料
30.4.1-30.7.31	9,000 円	原稿料
30.4.1-30.7.31	3,000 円	原稿料
30.4.1-30.7.31	990,626 円	実験材料費
30.4.1-30.7.31	1,743,194 円	講習会会場

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
15人	10,449,403円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. .	該当なし			円
. .				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
	該当なし	円
		円
		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	30年4月1日～31年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

花田 信弘		理事		○						就 任 29. 5. 29
黒澤 秀行		理事		○						就 任 30. 5. 25
山岡 隆		理事		○						就 任 30. 5. 25
山本 敦子		理事		○						就 任 30. 5. 25
加藤 篤		理事		○						就 任 30. 5. 25
小松 俊彦		理事								退 任 30. 5. 25
江藤 諒		理事								退 任 30. 5. 25
神谷 克也		理事								退 任 30. 5. 25
奥田 舜治		理事								退 任 30. 5. 25

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	7年	
固定資産台帳	会計ソフト (減価償却R4)使用 ルーズリーフ	半年ごと	7年	
給与台帳及び源泉徴収簿	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年	
消耗品棚卸表(ラボ用品)	エクセル使用 ルーズリーフ	年一回	7年	
入出金伝票	単票	随時	7年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人バイメディカルサイエンス研究会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会	チェック欄		
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(○) する</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	(○) する	しない
(○) する	しない			
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)			
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日			
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し			

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス研究会
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
	○			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
	○		
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成12年1月26日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ